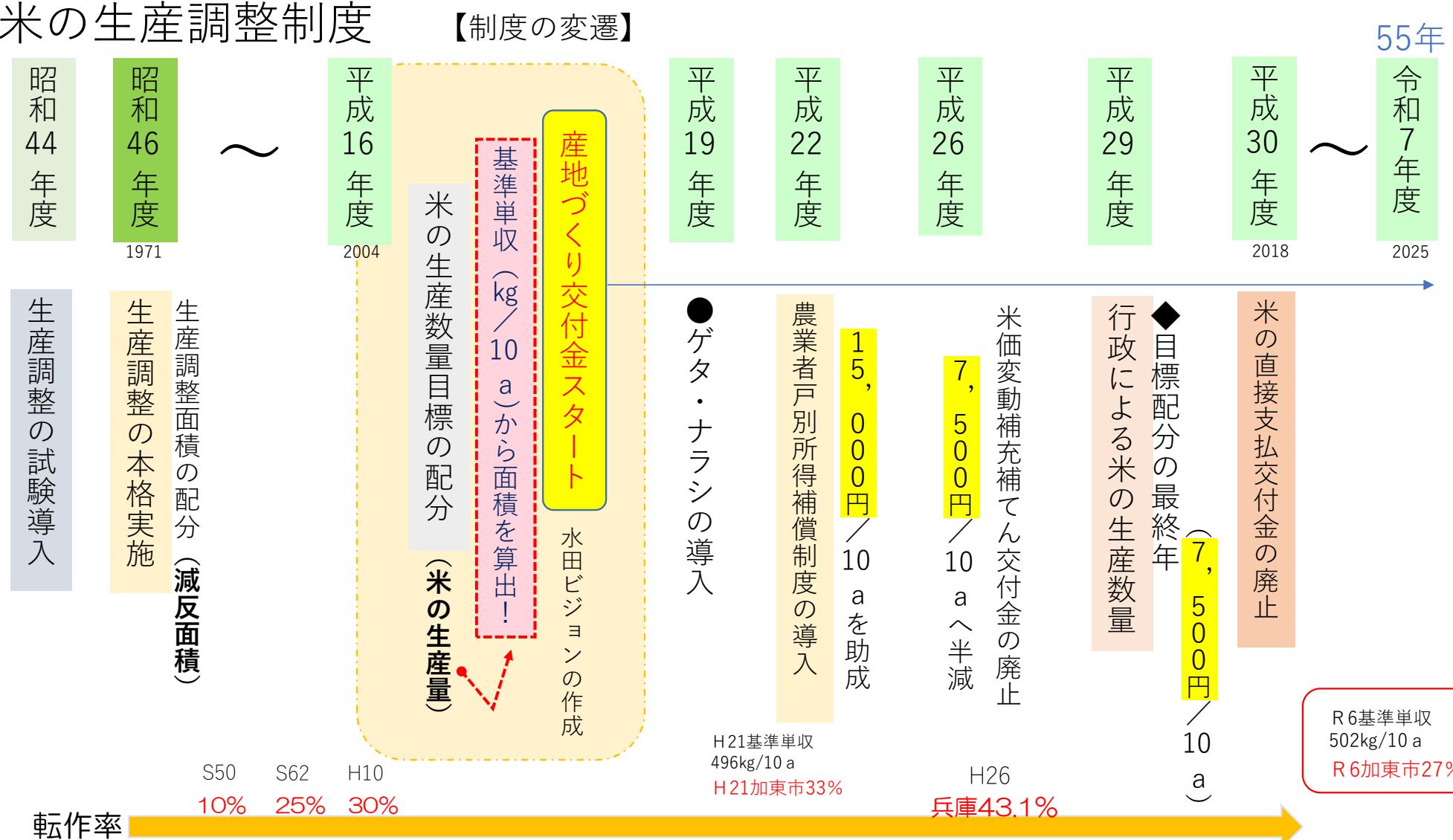


加東市産地交付金について

加東市農業再生協議会 令和7年度第2回総会用資料

R7.11.6

①米の生産調整制度



②産地交付金の位置付け（制度上）

経営所得安定対策等

経営所得安定対策

収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

国で品目・単価を設定

認定農業者や集落営農など担い手が対象。積立金による収入保障

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

認定農業者や集落営農など担い手が対象。収穫量に応じた「数量払」と作付面積に対する「面積払」の支援

戦略作物助成

麦、大豆、飼料作物に35,000円/10aなどの支援

水田活用の
直接支払交付金

産地交付金

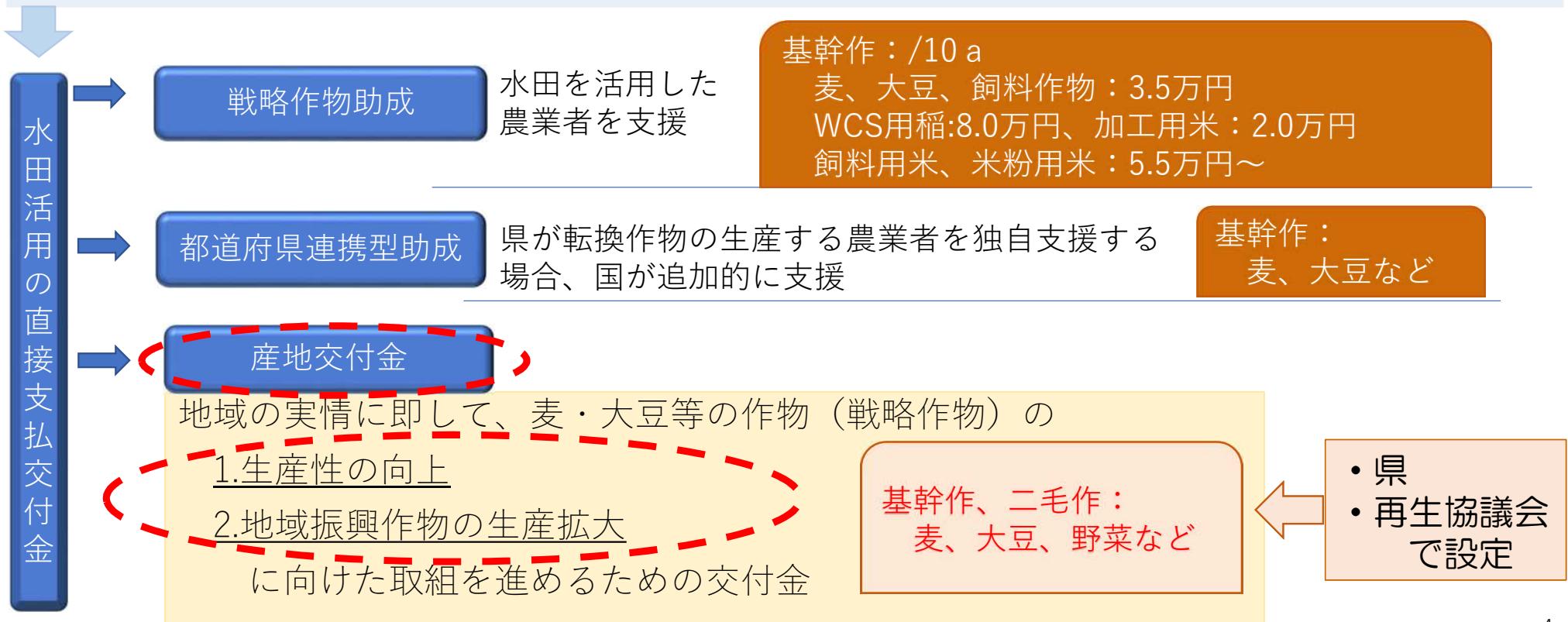
国・県・市で品目・単価を設定

「水田収益力強化ビジョン」に基づく
地域の作物振興への支援

③産地交付金の目的

農林水産省ホームページより

「国土が狭く、農地面積も限られている我が国において、国民の主食である米の安定供給のほか、食料自給率・自給力の向上、多面的機能の維持強化等を図るために、持続性に優れた生産装置である水田を最大限に有効活用することが重要」



④産地交付金と他の交付金

- 設定は県と地域の二本立て
 - 作付け品目ごとに交付金額
が違う。
 - 主食用米は対象外

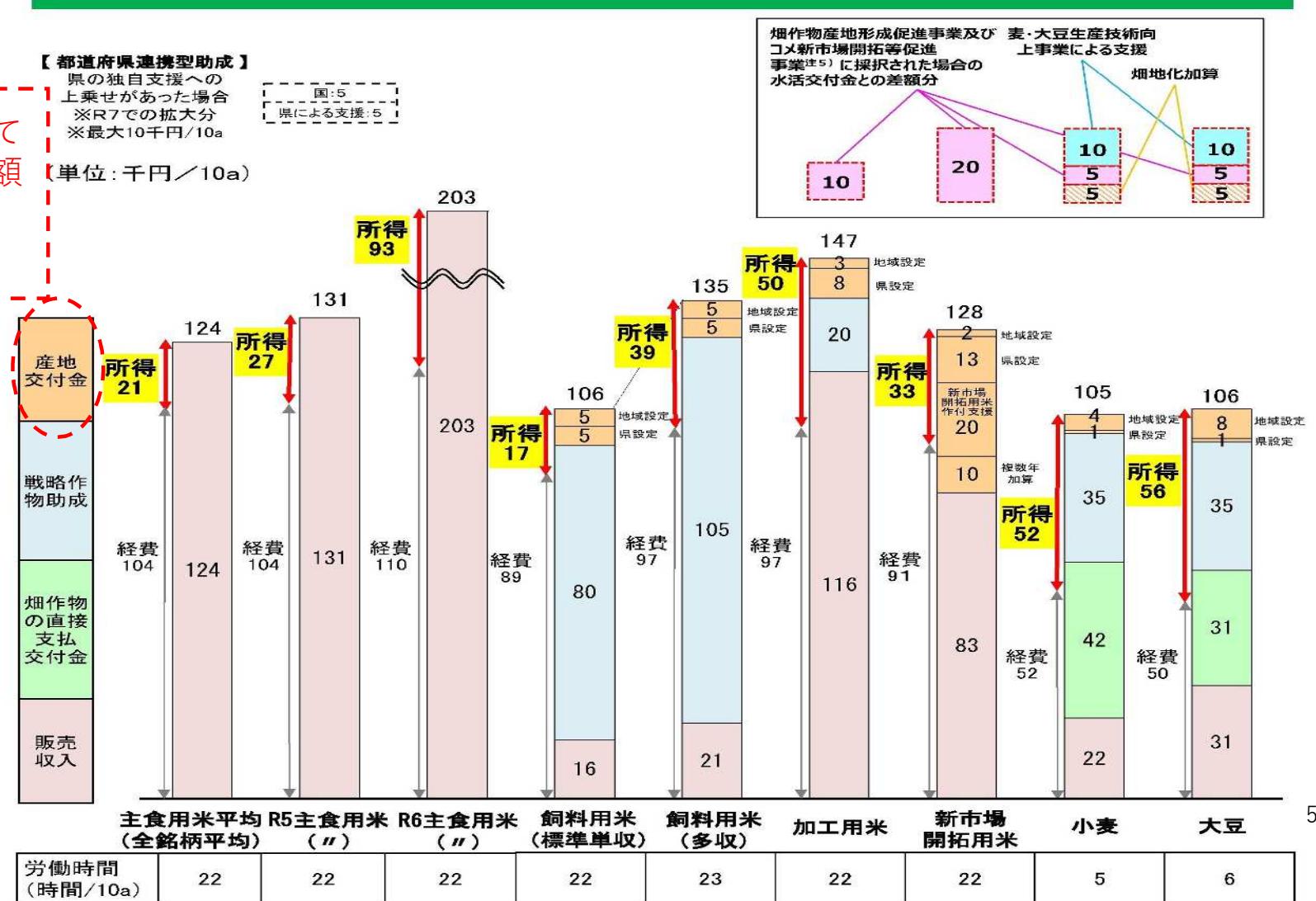
所得の比較
R 6 主食用米 93,000円

加工用米 50,000円
差額△43,000円

小麦 52,000円
差額△41,000円

（「令和7年度 経営所得安定対策等の概要」より）

（参考）令和7年度の水田における麦、大豆、非主食用米等の所得
(10a当たりのイメージ)



⑤産地交付金に関する主なポイント

1. 国から交付金が配分される。

交付金額の範囲内で、県や再生協議会が助成内容を定められる。

- ・対象作物
- ・交付単価 など

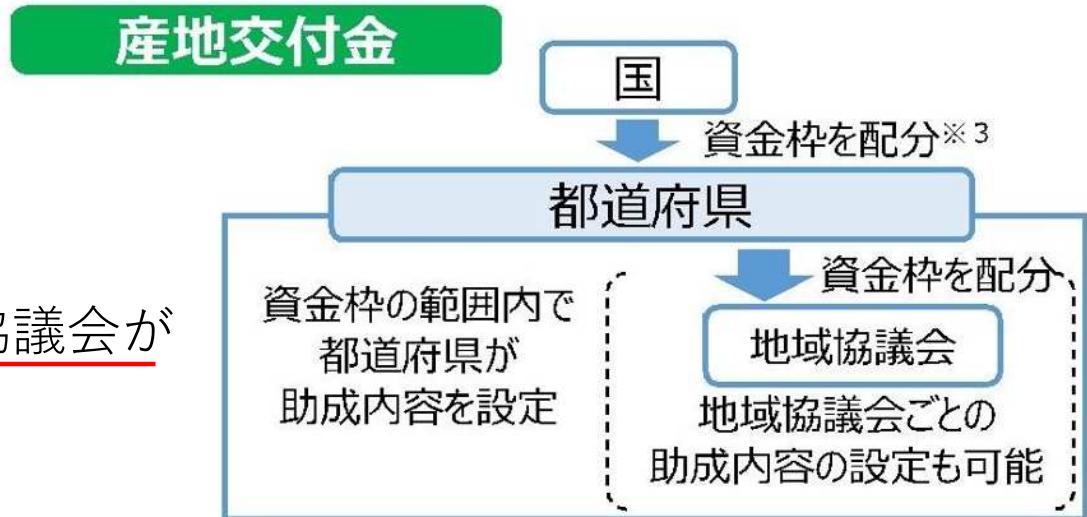
→→交付金は国から農業者へ直接交付される。

2. 近畿農政局長等の承認がなければ認められない。

※「水田収益力強化ビジョン」の作成が必須。→農政局のチェックがある。

3. 地域の水田農業経営の課題に対応し、収益力向上に向けた助成である。

4. 主食用米、備蓄米、不作付地への助成は行わない。



⑥水田収益力強化ビジョン

産地交付金の内容を明記する。

地域の農業生産を強化し、地域の特色ある産品を創出することを目的

平成29年に水田農業ビジョンから改正

作成の留意点

固定化した使途にならないように

例

- a.連続5年以上にわたって同一の品目・単価・要件
- b.支援年限が未設定
- c.単価5万円以上（単独、複数メニューの組合せ）

ただし、適切な根拠があれば可能

令和7年度加東市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

令和7年度の
ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当地域は、全耕作面積に占める主食用水稲作付面積の割合が約70%を超え、その中でも酒造好適米が水稲作付面積の半数以上を占めている。また、麦、大豆、加工用米が多く、麦、大豆は集落営農による集積が進んでいる。

特産品として、なす及びやまのいもを指定してJA部会による作付けを行っており、学校給食センターへの納入による地産地消の推進を図っているほか、**もち麦を新たな特産品として振興している。**

農業者の高齢化が進む中、担い手の育成と農地の集積及び集約化が必要となっている。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

もち麦を酒造好適米「山田錦」に次ぐ新たな特産品として育成するために、関係機関と連携し、もち麦栽培を推進している。国内の他の産地と比べると単収が低調であるため、種子代金の一部を助成することで播種量を増量させ、収量増加を目指す。また、もち麦の作付けは、集落営農組織によるものが多く、地域の営農活動として定着していることから、集落営農組織等の担い手によるもち麦の集積化を支援し、担い手の収益向上を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

畠地化については、積極的に推進できていないが、今後の動向を踏まえて検討していく。水田の有効利用を進める上で、**麦や大豆等の戦略作物の作付けが効果的**であることから、戦略作物の二毛作に対して支援し、更なる収益向上を図り、永年性作物については畠地化促進事業の活用を検討する。

水稻作に活用される見込みがない農地については作付体系を水田台帳等を活用し定期的に点検し、畠地化支援を含め検討していく。

4 作物ごとの取組方針等

地域ごとの適地適作を基本として、産地交付金を有効に活用しながら、作物生産の維持、拡大を図ることとする。

(1) 主食用米

主食用米についてはJA等の集荷業者との事前契約を基本とし、**需要に応じた作付面積を確保する。**

酒造好適米については、当地域の特産である**山田錦の生産量を確保する。**

(2) 備蓄米

現在、取り組んでいないが、需要動向に応じて推進を図る。

(3) 非主食用米

- ア 飼料用米 -- 国、県の交付金を活用し、**生産拡大**を目指す。
- イ 米粉用米 -- 現行の栽培面積を**維持**する。
- ウ 新市場開拓用米 -- 需要動向に応じて推進を図る。
- エ WCS用稲 -- 産地交付金を活用し、現行の栽培面積を**維持**する。
- オ 加工用米 -- 国、県の交付金を活用し、生産の**維持**に努める。

(4) 麦、大豆、飼料作物

団地化及びブロックローテーションを継続し、令和6年産以降においても、現行の麦・大豆・飼料作物の作付面積を**維持**する。

なお、麦についてはもち麦の特產品化を推進している。また、国からの産地交付金を活用し、集落営農組織の営農活動の安定化を図る。

(5) そば、なたね

現行の栽培面積を**維持**する。

(6) 地力増進作物

現行の栽培面積を維持する。

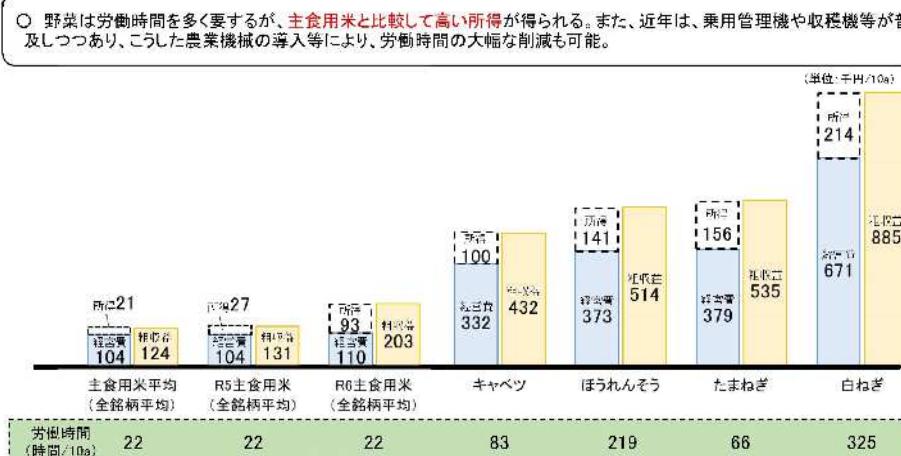
(7) 高収益作物

産地交付金を活用して特產品である「**たきのなす**」「**やまのいも**」の生産面積を維持する。

また、市の学校給食センター納入作物として産地交付金を活用し、地産地消の取り組みを推進し、生産面積の拡大を図る。

高収益作物とは
野菜や果樹の作物、
労働時間を多く要するが、
主食用米と比較して
高い所得が得られる。

主食用米と露地野菜の所得比較



5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
	うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作
主食用米	1,794	0	1,780	0	1,780	0
備蓄米	0	0	0	0	0	0
飼料用米	6.7	0	12	0	10	0
米粉用米	0.9	0	0	0	0	0
新市場開拓用米	44.2	1.3	45	3	40	0
WCS用稻	0.9	0	2	0	2	0
加工用米	43.7	6.5	52	0	56	0
麦	121	19.7	122	20	125	20
大豆	78.4	19.3	80	25	85	25
飼料作物	10.4	8.8	8	8	8	7
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	0	0	0	0	0	0
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	5.0	1.0	10	0	10	0
高収益作物	134.3	0	142	0	153	0
・野菜	114.9	0	120	0	132	0
・花き・花木	6.5	0	7	0	6	0
・果樹	12.8	0	12	0	12	0
・その他の高収益作物	0.1	0	3	0	3	0
その他	0.8	0	1	0	2	0
・景観作物	0.8	0	1	0	2	0
畑地化	0	0	0	0	0	0



6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
			作付面積拡大		
1	たきのなす、やまのいも	基本助成（特産品）基幹	作付面積拡大	(R6年度) 74a	(R8年度) 140a
2	野菜、果樹等	基本助成（学校給食）基幹	作付面積拡大	(R6年度) 258a	(R8年度) 300a
3 4	もち麦 (基幹・二毛作)	特産品助成（もち麦） (基幹・二毛作)	作付面積拡大	(R6年度) 10,696a	(R8年度) 10,500a
5 6	麦、大豆 (基幹・二毛作)	扱い手集積加算（麦・大豆） (基幹・二毛作)	作付面積拡大	(R6年度) 14,672a	(R8年度) 15,000a
7	麦、大豆、飼料作物、飼料用米、米粉用米、WCS用稻、加工用米、そば、なたね	戦略作物、そばの二毛作助成 (二毛作)	作付面積拡大	(R6年度) 5,536a	(R8年度) 5,800a
8	WCS用稻 (基幹)	扱い手集積加算（WCS）基幹	作付面積拡大	(R6年度) 93a	(R8年度) 210a
9	野菜、果樹等	有機JAS助成（野菜・果樹等）基幹	作付面積拡大	(R6年度) 124a	(R8年度) 300a

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

令和7年度加東市農業再生協議会 水田収益力強化ビジョン



7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：

協議会名：加東市農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期 等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
①	基本助成（特産品）基幹	1	11,000	たきのなす、やまのいも	加東市農業再生協議会が指定する品質規格を満たし、生産・出荷・販売を目的に、たきのなす又はやまのいもを生産すること。
②	基本助成（学校給食）基幹	1	11,000	野菜、果樹等	市学校給食センター物資納入登録を行った農業者または集落営農、農業者集団が、給食センターに物資納入のために作物を生産し、納入すること。
③	特産品助成（もち麦）（基幹）	1	3,000	もち麦（基幹）	実需者等に出荷・販売することを目的として、対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農、農業者集団であること。 一つの助成対象作物の一毛作について想ね1.0ha以上集積し、椎原に基づく対象作物の作付け又は全作業受託による対象作物の作付けに係る作業を行うこと。
④	特産品助成（もち麦）（二毛作）	2	3,000	もち麦（二毛作）	
⑤	担い手集積加算（麦・大豆）基幹	1	11,000	麦、大豆（基幹）	実需者等に山荷・販売することを目的として、対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農、農業者集団であること。 一つの助成対象作物の二毛作について想ね1.0ha以上集積し、椎原に基づく対象作物の作付け又は全作業受託による対象作物の作付けに係る作業を行うこと。
⑥	担い手集積加算（麦・大豆）（二毛作）	2	11,000	麦、大豆（二毛作）	
⑦	戦略作物、そばの二毛作助成（二毛作）	2	16,000	麦、大豆、飼料作物、飼料用米、米粉用米、WCS用稻、加工用米、そば、なたね	対象作物による二毛作に取り組む販売農家または集落営農であること。
⑧	担い手集積加算（WCS）基幹	1	4,000	WCS用稻（基幹）	実需者等に出荷・販売することを目的として、対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農、農業者集団であること。
⑨	有機JAS助成（野菜・果樹等）基幹	1	11,000	野菜、果樹等	実需者等に出荷・販売することを目的として、対象作物の生産に取り組む有機JAS認証を受けた販売農家または集落営農であること。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇（二毛作）」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇（耕畜連携）」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇（耕畜連携・二毛作）」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細（個票）の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細（個票）の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

⑦令和7年の産地交付金（加東市）

試算例【集落営農 1ha以上 ゲタ対策加入】(円/10a当たり)

(200kg/10a 1等B 8,720円/60kg)で設定

Ⓐ もち麦:基幹作--- 畑作物の直接支払交付金

145.3円×200kg
戦略作物助成
産地交付金 ③特産品助成
⑤担い手集積

$$= 29,060\text{円} + 35,000\text{円} + 3,000\text{円} + 11,000\text{円} = 78,060\text{円}$$



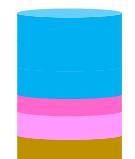
78,060円

Ⓐ

Ⓑ もち麦:二毛作--- 畑作物の直接支払交付金

産地交付金 ③特産品助成
⑤担い手集積
⑦二毛作助成

$$= 29,060\text{円} + 3,000\text{円} + 11,000\text{円} + 16,000\text{円} = 59,060\text{円}$$



59,060円

Ⓑ

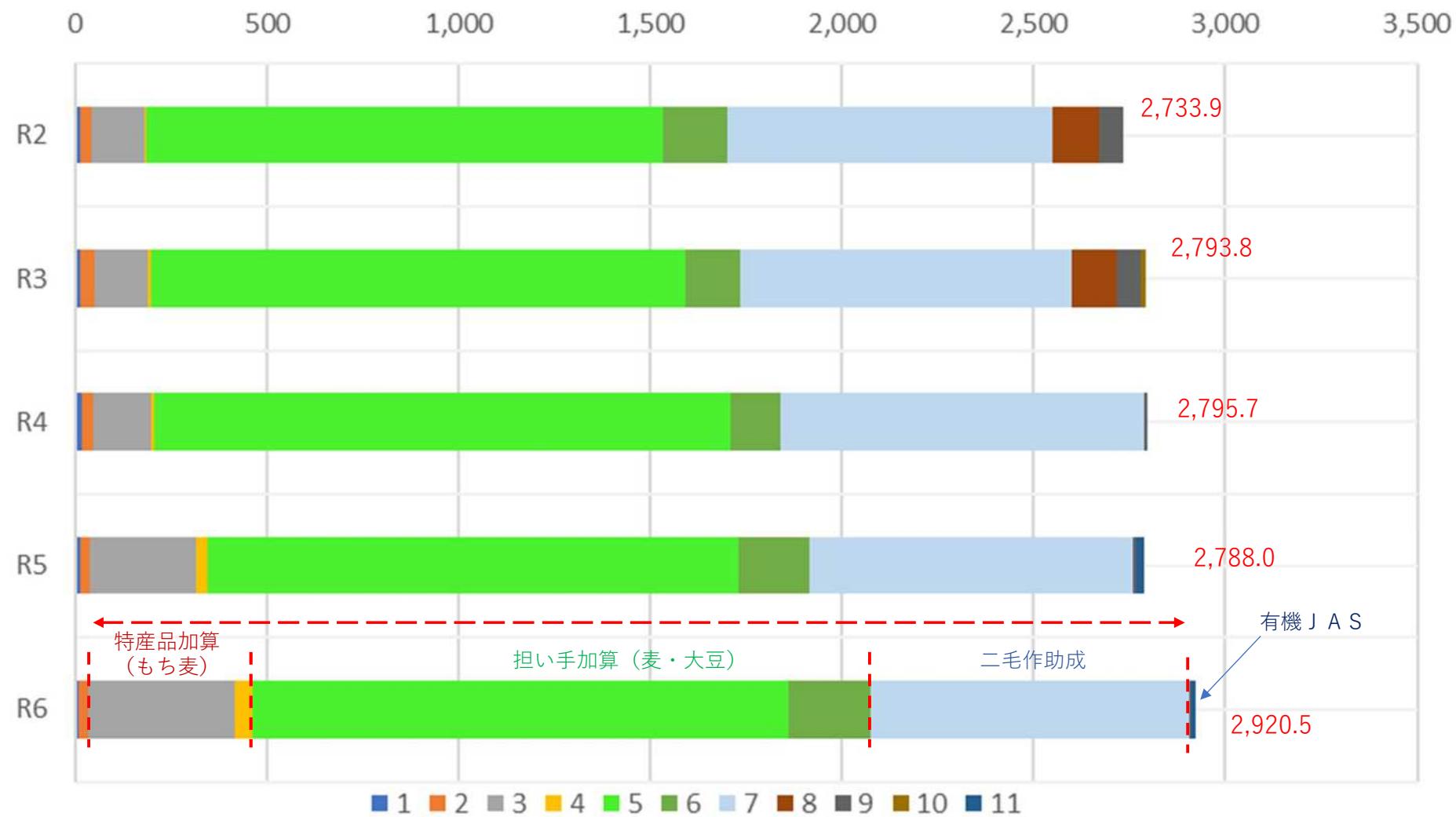
産地交付金 単価の推移 (円/10 a)

※R2～R6の単価は実績値

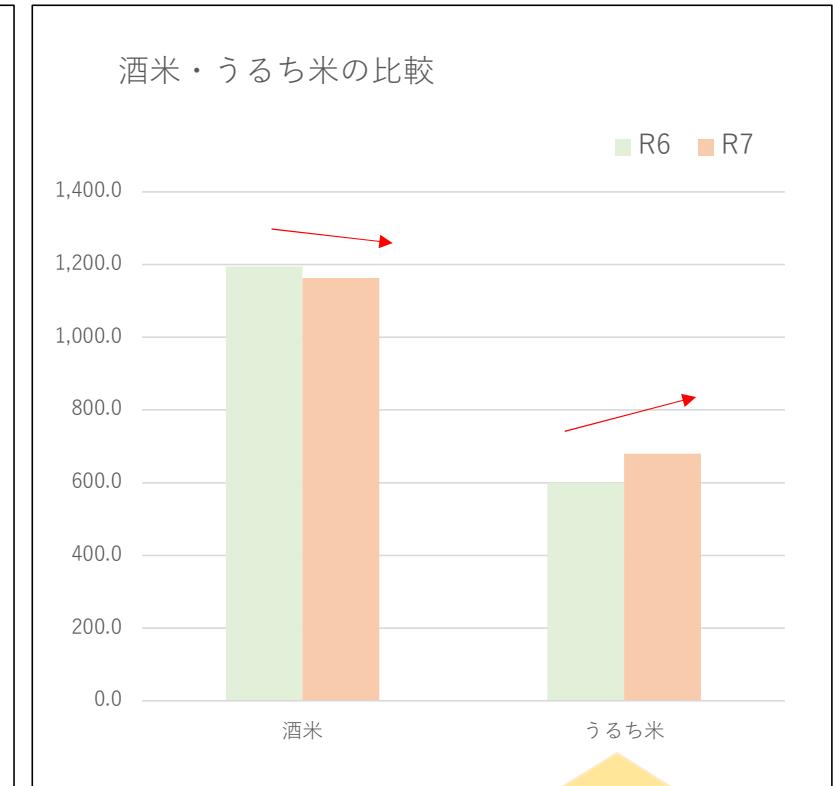
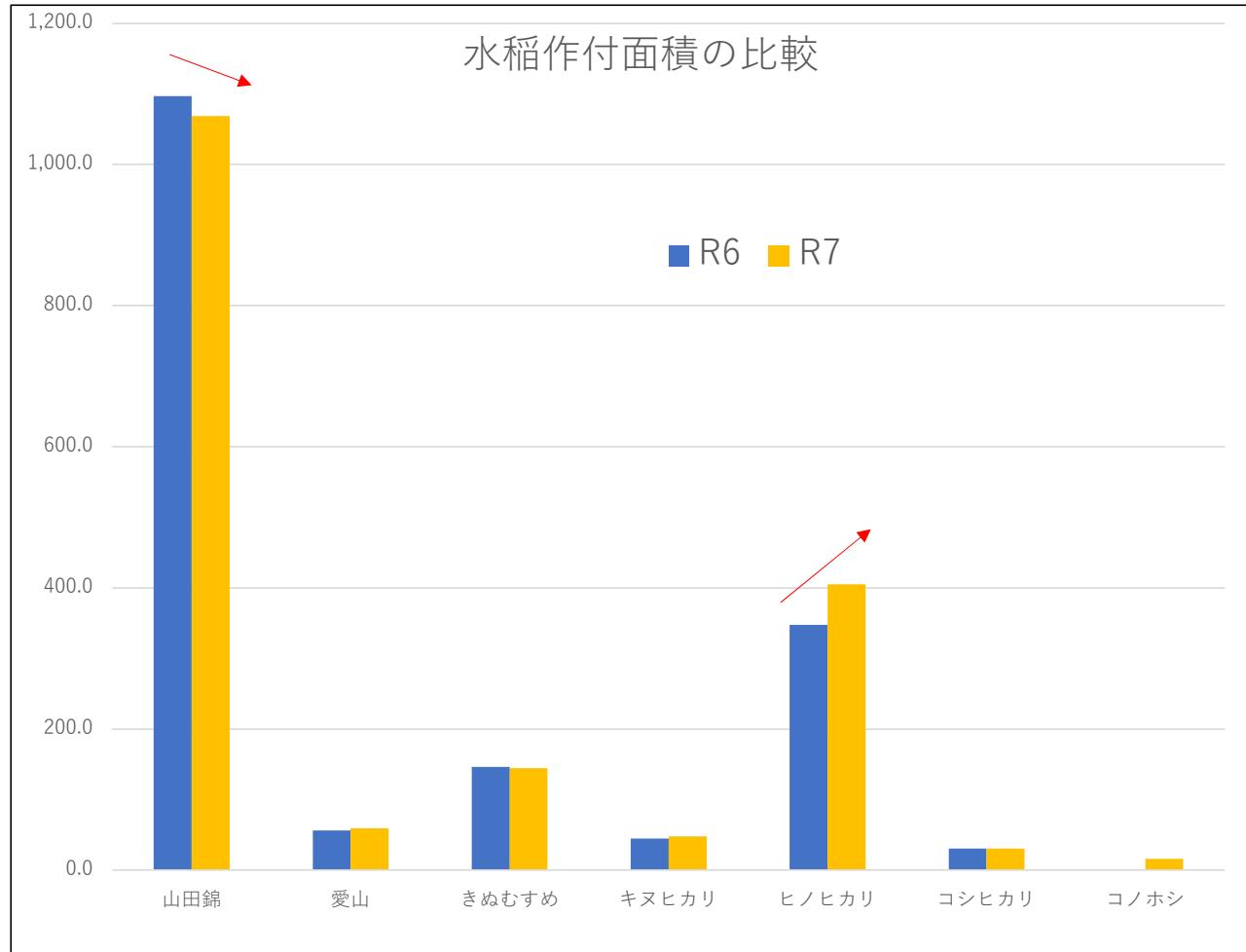
使途	R2	R3	R4	R5	R6	R7(計画)
1 基本助成(特產品)基幹	11,000	11,000	11,770	10,000	10,000	11,000
2 基本助成(学校給食)基幹	11,000	11,000	11,770	10,000	10,000	11,000
3 特產品助成(もち麦):基幹	1,500	1,500	1,590	3,000	4,000	3,000
4 特產品助成(もち麦):二毛作	1,500	1,500	1,590	3,000	4,000	3,000
5 担い手集積加算(麦・大豆)基幹	11,000	11,000	11,770	11,000	11,000	11,000
6 担い手集積加算(麦・大豆)二毛作	11,000	11,000	11,770	11,000	11,000	11,000
7 戦略作物、そばの二毛作助成	16,000	16,000	17,130	15,000	15,000	16,000
8 耕畜連携助成(基幹)	14,000	14,000	-	-	-	-
9 担い手集積加算(WCS用稲)基幹	4,000	4,000	4,270	3,000	3,000	4,000
10 高収益作物拡大加算 (たきのなす、やまのいも)	-	35,000	-	-	-	-
11 有機JAS助成			-	10,000	10,000	11,000

現在、単価調整は
1,000円単位で調整

产地交付金 交付金額（単位：万円）



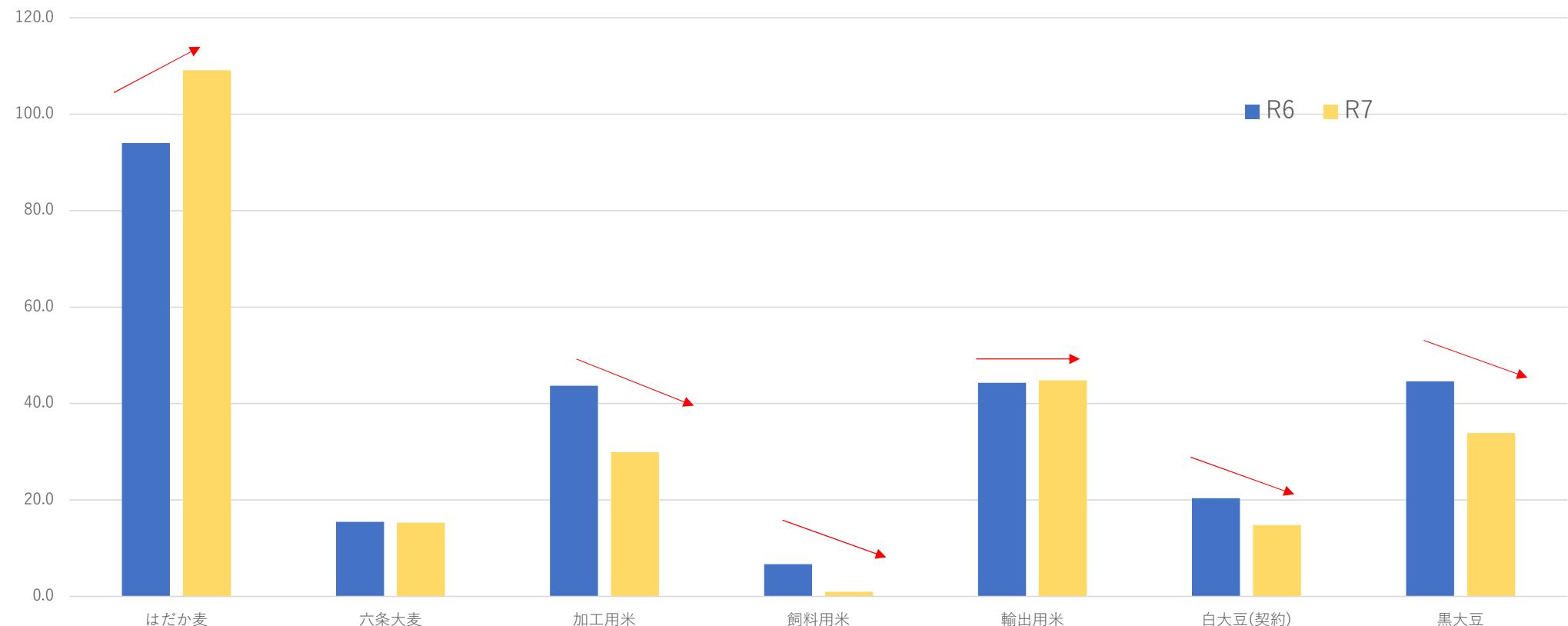
⑧R6～R7年の作付状況 【水稻】(ha)



主食用米が増えている

⑨R6～R7年の作付状況 【転作作物】 (ha)

生産調整作物の作付比較



5 水田活用の直接支払交付金等

⑩令和8年度予算の概算要求より

令和8年度予算概算要求額 296,000百万円 (前年度 287,000百万円)

＜対策のポイント＞

食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた生産性向上等の取組、畠地化による高収益作物等の定着等を支援します。

＜政策目標＞

- 麦・大豆の作付面積を拡大（麦29.4万ha、大豆16万ha [令和5年度] →麦32.8万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]）
- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 米（加工用米・新規需要米を含む）の増産（米の生産量791万t [令和5年度] → 818万t [令和12年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 戦略作物助成

水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稻、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で国が追加的に支援します。

4. 畠地化促進助成

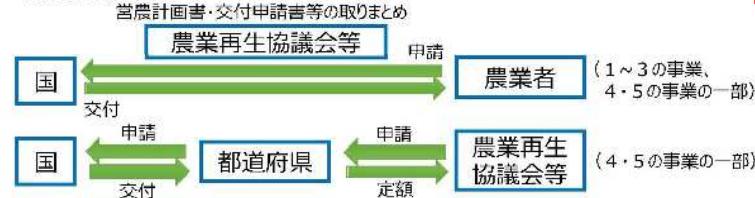
水田を畠地化し、高収益作物やその他の畠作物の定着等を図る取組等を支援します。

5. コメ新市場開拓等促進事業 20,000百万円 (前年度 11,000百万円)

産地と実需者との連携の下、酒造好適米・新市場開拓用米等の生産性向上等に取り組む農業者を支援します。※6

※6 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

＜事業の流れ＞



戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a ^{※1}
WCS用稻	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a ^{※2}

＜交付対象水田＞

- ・たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- ・5年水張りルールについては、令和7年・8年の対応として、水稻を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地域増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約 ^{※4} (3年以上の新規契約を対象に令和8年度に配分)	1万円/10a

※3：作付転換の実績や計画等に基づき配分

※4：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

畠地化促進助成^{※5}

- ① 畠地化支援
- ② 定着促進支援
- ③ 産地づくり体制構築等支援
- ④ 子実用とうもろこし支援

※5：事業の詳細は予算編成過程で検討

[お問い合わせ先] 農産局企画課 (03-3597-0191)

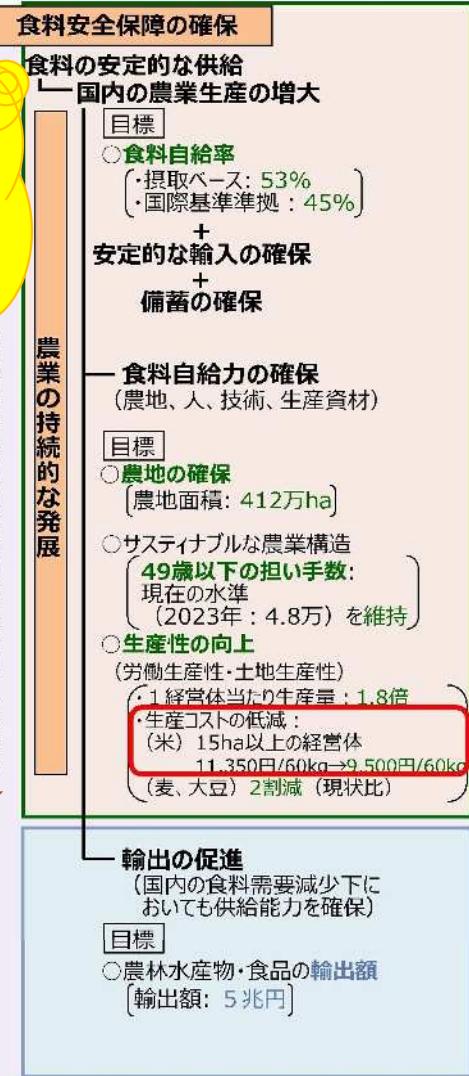
⑪ R 9 からは…

農水省HPより

- 従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、食料・農業・農村基本法を改正（令和6年6月5日施行）。
- 改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める。

水田対象の支援
から
↓
作物ごとの
生産性向上等
への支援に
転換

産地交付金も
見直される
模様



新たな食料・農業・農村基本計画のポイント

▶ 農地総量の確保、サステイナブルな農業構造の構築、 生産性の抜本的向上による「食料自給力」の確保

- 水田政策を令和9年度から根本的に見直し**、
水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を
作物ごとの生産性向上等への支援へと転換
- コメ輸出**の更なる拡大に向け、
低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成するとともに、
海外における需要拡大を推進
- 規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、
農業で生計を立てる担い手を育成・確保し、
農地・水を確保するとともに、
地域計画に基づき、担い手への**農地の集積・集約化**を推進
- サステイナブルな農業構造の構築**のため、
親元就農や雇用就農の促進により、49歳以下の担い手を確保
- 生産コストの低減**を図るため、
農地の大区画化、情報通信環境の整備、
スマート農業技術の導入・DXの推進や農業支援サービス事業者の育成、
品種の育成、共同利用施設等の再編集約・合理化等を推進
- 生産資材**の安定的な供給を確保するため、
国内資源の肥料利用拡大、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子自給、
国産飼料への転換を推進

▶ 輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」を強化

- マーケットイン・マーケットメイクの観点からの**新たな輸出先の開拓**、
輸出産地の育成、国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進
- 食品産業の海外展開**及び**インバウンド**による**食関連消費の拡大**
による輸出拡大との相乗効果の発揮

農業経営の「収益力」を高め、
農業者の「所得を向上」